

(財)宮城県建築住宅センター 地震防災活動支援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、学校教育、社会教育等を通して地震防災対策事業を支援することにより県民が地震対策の必要性を認識し、地震に強い豊かな生活を実現することを目的とする。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地震防災に関する学校教育、社会教育等に要する経費等の支援
- (2) 地震防災に関する地域自主防災組織の活動に要する経費等の支援
- (3) 地震防災に関する事業を行おうとする学校等の要請による、企画、事業の実施
- (4) 上記活動内容の成果発表会の開催

(委員会)

第3条 センターは、この事業を円滑に推進するため、地震対策及び教育、建築、防災関係の担当者を委員とする地震防災活動支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会については、別に定める地震防災活動支援委員会設置要領による。

(経費)

第4条 第2条に定める事業に要する経費は、センターが負担する。

(事業年度)

第5条 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この要綱は、平成19年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。